

芽室町保育施設等事故検証委員会の設置について

1 設置の経緯

平成 28 年 3 月 31 日付け内閣府等から「地方自治体による教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」の通知が発出され、具体的な検証方法等が揭示されるとともに、子どもの死亡事故等の重大事故について、必要な再発防止策を検討するために、外部の委員で構成する検証組織(以下、「検証委員会」という。)を設けることとされた。

令和 3 年 6 月 15 日にめむろかしわ保育園にて、1 歳児が給食喫食中の誤嚥により緊急搬送される重大事故が発生したことから、実施主体である芽室町が検証委員会を設置するもの。

※重大事故の範囲:死亡事故、治癒に要する期間が 30 日以上を負傷、疾病を伴う重篤な事故等

2 施設概要

- 施設名:めむろかしわ保育園(認可保育所)
- 設置認可:平成 20 年 4 月 1 日
- 施設所在地:芽室町東 4 条 5 丁目 2 番地
- 運営法人:社会福祉法人 十勝立正福祉事業会

3 事故概要

- 発生時:令和 3 年 6 月 15 日(火)
- 発生状況:1 歳児が給食喫食中にパンを誤嚥
- 献立:コッペパン、ハンバーグ、キャベツとピーマンのソテー、コーンポタージュ、りんご
- 発生後対応:119 番通報し、園にて救命処置後、病院に搬送。現在も入院治療中。

4 条例の設置概要

- (1)名称:芽室町保育施設等事故検証委員会
- (2)目的:保育施設等において当該保育施設等を利用する子どもが死亡し、又は重篤な傷病を負う事故が発生した場合、当該重大事故の原因の究明及び再発防止のための措置に関し必要な事項について調査審議させるため、重大事故ごとに、芽室町保育施設等事故検証委員会を置き、原因等の分析及び再発防止策を検討し、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ町に報告する。
- (3)委員構成:委員 5 人以内をもって組織し、法律、医療、保育等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから町長が委嘱する。委員の任期は、委嘱の日から最終的な答申を行う日までとする。
- (4)報酬額:日額 12,000 円とし、費用弁償は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の 7 種とし、その額は、職員旅費支給条例(昭和 26 年条例第 23 号)に定める 2 級相当額とする。
- (5)委員会の庶務は、子育て支援課とする。

5 検証委員会スケジュール(予定)

- R3.8 初回会議…検証の目的の確認、スケジュール、事例内容の把握
- R3.9～R4.1 会議開催(複数回) …問題点・課題の抽出、提言・報告内容の検討、素案作成
- R4.2 会議最終回…報告書の取りまとめ
- R4.3 報告書公表及び国へ提出、提言を基に再発防止策の措置を講じる。